

○厚生労働省告示第百三十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十五条の二第二項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十五条第二項の規定に基づき、健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年十月一日から適用する。ただし、同日前の生活療養標準負担額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正

第一条 健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成八年厚生省告示第百三十三号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>一 (略)</p> <p>二 健康保険の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 健康保険の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。</p>

区	分	額
規則第六十二条の三各号に該当する者以外の者	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下この項において「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百六十円との合計額
規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者以外の者であつて、同条第一号又は第二号に該当するもの	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき二百十円との合計額
規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの	基準の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百六十円との合計額（ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき三百六十円との合計額）
規則第六十二条の三第四号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当するもの	規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者	一日につき三百七十円と一食につき二百十円との合計額（ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき二百十円との合計額）
規則第六十二条の三第四号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当するもの	規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	一日につき三百七十円と一食につき二百六十円との合計額（ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき百六十円との合計額）

区	分	額
規則第六十二条の三各号に該当する者以外の者	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下この項において「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百二十円と一食につき四百六十円との合計額
規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者以外の者であつて、同条第一号又は第二号に該当するもの	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百二十円と一食につき二百十円との合計額
規則第六十二条の三第四号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までに該当しないもの	規則第六十二条の三第四号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までに該当しないもの	一日につき零円と一食につき四百六十円との合計額（ただし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき零円と一食につき三百六十円との合計額）
規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当するもの	規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者	一日につき零円と一食につき二百十円との合計額
規則第六十二条の三第四号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当するもの	規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	一日につき零円と一食につき百六十円との合計額

第二條 (後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正)
 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成十九年厚生労働省告示第三百九十五号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこのように改める。

改 正 後		改 正 前																	
<p>一 (略)</p> <p>二 後期高齢者医療の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものは、三食に相当する額を限度とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>規則第六十二条の三第四号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>一日につき三百七十円と一食につき百円との合計額(ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき百円との合計額)</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>規則第六十二条の三第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>一日につき零円と一食につき二百六十円との合計額</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>規則第六十二条の三第五号の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えない者</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>一日につき零円と一食につき二百六十円との合計額</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>規則第六十二条の三第五号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>一日につき零円と一食につき百六十円との合計額</p> </td> </tr> </table>	<p>規則第六十二条の三第四号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの</p>	<p>一日につき三百七十円と一食につき百円との合計額(ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき百円との合計額)</p>	<p>規則第六十二条の三第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの</p>	<p>一日につき零円と一食につき二百六十円との合計額</p>	<p>規則第六十二条の三第五号の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えない者</p>	<p>一日につき零円と一食につき二百六十円との合計額</p>	<p>規則第六十二条の三第五号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの</p>	<p>一日につき零円と一食につき百六十円との合計額</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 後期高齢者医療の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものは、三食に相当する額を限度とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>(新設)</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>(新設)</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>(新設)</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>(新設)</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>(新設)</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>(新設)</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>(新設)</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>(新設)</p> </td> </tr> </table>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>規則第六十二条の三第四号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの</p>	<p>一日につき三百七十円と一食につき百円との合計額(ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき百円との合計額)</p>																		
<p>規則第六十二条の三第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの</p>	<p>一日につき零円と一食につき二百六十円との合計額</p>																		
<p>規則第六十二条の三第五号の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えない者</p>	<p>一日につき零円と一食につき二百六十円との合計額</p>																		
<p>規則第六十二条の三第五号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの</p>	<p>一日につき零円と一食につき百六十円との合計額</p>																		
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>																		
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>																		
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>																		
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>																		

区	分	額
規則第四十条各号に該当する者以外の者	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百六十円との合計額
規則第四十条第四号又は第五号に該当する者以外の者であつて、同条第一号に該当するもの	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百二十円との合計額
規則第四十条第四号又は第五号に該当する者以外の者であつて、同条第二号に該当するもの	基準の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百二十円との合計額
規則第四十条第三号に該当する者	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百二十円との合計額（ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき三百六十円との合計額）
規則第四十条第四号に該当する者であつて、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの	規則第六十七条第一項の規定による申請を行った月の前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者	一日につき三百七十円と一食につき四百二十円との合計額（ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき三百六十円との合計額）

区	分	額
規則第四十条各号に該当する者以外の者	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百二十円と一食につき四百六十円との合計額
規則第四十条第三号又は第四号に該当する者以外の者であつて、同条第一号に該当するもの	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百二十円と一食につき四百二十円との合計額
規則第四十条第三号又は第四号に該当する者以外の者であつて、同条第二号に該当するもの	基準の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百二十円と一食につき四百二十円との合計額
規則第四十条第三号又は第四号に該当する者以外の者であつて、同条第二号に該当するもの	規則第六十七条第一項の規定による申請を行った月の前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者	一日につき三百二十円と一食につき四百二十円との合計額

<p>規則第六十七条第一項の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者</p>	<p>一日につき三百七十円と一食につき百六十円との合計額（ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき百六十円との合計額）</p>
<p>規則第四十条第四号に該当する者であつて、同条第二号に該当するもの</p>	<p>一日につき三百七十円と一食につき百六十円との合計額（ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき百円との合計額）</p>
<p>規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの</p>	<p>一日につき零円と一食につき二百六十円との合計額</p>
<p>規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第二号に該当するもの</p>	<p>一日につき零円と一食につき二百円との合計額</p>
<p>規則第四十条第六号に該当する者</p>	<p>一日につき零円と一食につき百円との合計額</p>
<p>規則第六十七条第一項の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者</p>	<p>一日につき零円と一食につき百六十円との合計額</p>
<p>規則第四十条第三号又は第四号に該当する者であつて、同条第二号に該当するもの</p>	<p>一日につき零円と一食につき百円との合計額</p>
<p>規則第四十条第四号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当しないもの</p>	<p>一日につき零円と一食につき二百六十円との合計額</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>